

1 ホール使用料 (単位：円)

施設名	使用時間		9時から	13時から	18時から	9時から	13時から	9時から
	使用区分		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大ホール	入場料を徴収しないとき。	土曜日	13,000	19,000	25,000	32,000	44,000	55,000
		日曜日						
		祝日						
		平日	11,000	16,000	21,000	27,000	37,000	46,000
	1,000円以下の入場料を徴収するとき。	土曜日	21,000	30,000	39,000	51,000	69,000	88,000
		日曜日						
		祝日						
		平日	17,000	26,000	35,000	43,000	61,000	76,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収するとき。	土曜日	26,000	35,000	44,000	61,000	79,000	103,000
		日曜日						
祝日								
	平日	22,000	31,000	40,000	53,000	71,000	91,000	
3,000円を超える入場料を徴収するとき。	土曜日	32,000	41,000	50,000	73,000	91,000	121,000	
	日曜日							
	祝日							
	平日	28,000	37,000	46,000	65,000	83,000	109,000	
小ホール	入場料を徴収しないとき。	土曜日	2,500	4,000	5,500	6,500	9,500	12,000
		日曜日						
		祝日						
		平日	1,900	3,000	4,100	4,900	7,100	9,000
	1,000円以下の入場料を徴収するとき。	土曜日	3,700	6,000	8,300	9,700	14,300	18,000
日曜日								
	祝日							
	平日	2,800	4,500	6,200	7,300	10,700	13,500	

	1,000円を超える入場料を徴収するときは。	土曜日	4,500	7,200	9,900	11,700	17,100	21,600
		日曜日 祝日						
		平日	3,400	5,400	7,400	8,800	12,800	16,200

2 附帯施設使用料

(単位：円)

施設名	使用時間	9時から12時	13時から17時	18時から22時	9時から17時	13時から22時	9時から22時
		時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
楽屋	和楽屋	700	800	900	1,500	1,700	2,400
	洋楽屋（全室）	1,400	1,600	1,800	3,000	3,400	4,800
	洋楽屋（半室）	700	800	900	1,500	1,700	2,400

3 冷房、暖房使用料

(単位：円)

区分	冷房（1時間当たり）	暖房（1時間当たり）
大ホール	5,000	4,000
小ホール	800	500
楽屋	100	50

4 附属設備及び備品使用料

(単位：円)

区分	品名	単位	金額
舞台関係	平台	台	140
	開き足	台	50
	箱足	台	50
	金びょう風	双	1,500
	演台	式	500
	司会者台	台	200

	ひな段用ケコミパネル	枚	50
	指揮者台	台	300
	指揮者用譜面台	台	50
	奏者用譜面台	台	50
	木支木	本	50
	金支木	本	50
	人形立	本	50
	めくり台	台	100
	地がすり	双	1,500
	しゃ幕	張	2,000
	紅白幕	張	1,500
	浅黄幕	張	1,500
	国旗	枚	200
	市旗	枚	200
	介錯棒	本	50
	音響反射板	式	5,000
	OHPスクリーン	台	500
	映写スクリーン	枚	500
	オーバーヘッドプロジェクター	台	800
	脚立	台	100
	エフェクトマシン	式	1,400
	ヒーター棒	本	500
	ミラーボール	台	800
音響関係	カセット式テープレコーダー	台	500
	CD・MDレコードプレーヤー	台	1,000
	ステレオレコーダー	台	1,000
	ステージスピーカー	組	1,000
	はね返りスピーカー	台	1,000
	ワイヤレスマイクロホン	本	800
	コンデンサーマイクロホン	本	800

	ダイナミックマイクロホン	本	500
	マイクスタンド	本	100
照明関係	ボーダーライト	列	700
	アッパーホリゾンライト	列	700
	フットライト	列	300
	センターピンスポットライト	台	700
	サスペンションスポットライト	台	200
	シーリングスポットライト	台	140
	フロントサイドスポットライト	台	140
	カラーフィルター	枚	50
	ローアホリゾンライト	列	400
	折脚スタンド	本	100
	ランプピンスポットライト	台	200
	平凸スポットライト	台	200
	シンプルライト	台	140
	2・3連アーム	本	50
	置きベース	本	50
	T I スポットライト	台	140
	カッタースポットハロゲンライト	台	140
	その他	ピアノ (スタインウェイ)	台
ピアノ (ヤマハ)		台	1,500
16ミリ映写機		式	3,000
オーケストラピット		式	5,000
移動イス		脚	30
会議用テーブル		脚	100
持込器具		キロワッ ト	200
テレビ設備持込料		式	10,000
音響設備持込料		式	5,000
シャワー使用		回	200

	展示パネル	枚	100
	ビデオ映写機	台	2,000
	プロジェクター	台	2,000
	スクリーン	台	710

備考

- 1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
- 2 入場料に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
- 3 ホールの使用者が商品買上者に対し、招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するとき、又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用するとき、その他これに類するときは、次に定めるところによる。
 - (1) 大ホール 3,000円を超える入場料を徴収するときの使用料
 - (2) 小ホール 1,000円を超える入場料を徴収するときの使用料
- 4 専ら準備及びリハーサルのためホールを使用するとき（同日に当該催しものを行う場合を除く。）は、当該使用時間に係る使用料の60パーセントとする。
- 5 使用時間を超過して使用する場合の使用料（以下「超過使用料」という。）は、各使用区分に従い、1時間（1時間未満は1時間とする。以下同じ。）につき、次に定めるところによる。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
 - (1) 9時以前の使用又は12時から13時までの使用 午前の使用料の30パーセントの額
 - (2) 17時から18時までの使用 午後の使用料の25パーセントの額
 - (3) 22時以後の使用 夜間の使用料の30パーセントの額
- 6 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 7 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 8 附属設備及び備品使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までの使用区分をもってそれぞれ1回として算定する。なお、超過使用料については、第5項の規定を準用する。
- 9 練習のため、ステージのみを使用する場合、当該使用時間に係る使用料の40パーセントの額とする。